

第16回国際シンポジウム議事概要

- 1 日時 平成30年11月9日(金) 10:00~12:10
- 2 場所 ベルサール御成門駅前1階ホール(東京都港区新橋6-17-21)
- 3 議事次第

- (1) 開会挨拶(10:00~10:05)

小田切宏之 公正取引委員会顧問(元公正取引委員会委員)

公正取引委員会競争政策研究センター研究顧問

- (2) 第1部「2020年代におけるアジアの企業結合規制」(10:05~11:05)

報告者: Michael Han 方達法律事務所弁護士

Herbert Fung シンガポール競争委員会 Director (Business and Economics)

深町 正徳 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長

- (3) 第2部「企業結合規制と業務提携~企業結合規制の射程内となる業務提携の条件及び審査の観点~」(11:20~12:10)

報告者: William R. Vigdor Vinson & Elkins LLP 弁護士

Kyriakos Fountoukakos Herbert Smith Freehills LLP 弁護士

コメンテーター: 大軒 敬子 ホワイト&ケース法律事務所/ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士

4 シンポジウム第1部の概要

本シンポジウム第1部における各報告者の発言内容は、大要以下のとおり。

- (1) 「中国における事業者結合申告の最新動向~独禁法弁護士による実務的観点からの一考察~」(Michael Han 方達法律事務所弁護士)
 - 中国の企業結合審査においては、簡易手続の適用によって、平均審査期間は短縮される傾向にある。
 - 主に、電子通信、医薬・生命科学、化学、化学工業等のハイテク業界において、問題解消措置付きで競争当局から認可された案件が多くなっている。
 - テクノロジー・メディア・テレコム(TMT)産業といった新興産業については、市場画定やシェアに係る競争分析において未だに難点が存在しているところ、当該産業における案件は、現時点で少なく実例に欠けている。

- (2) 「シンガポールの企業結合規制とケーススタディ」(Herbert Fung シンガポール競争委員会 Director [Business and Economics])
- シンガポールの企業結合規制は、事業者の自己評価に重点を置いており、義務的でない届出制度を採用している。当局が審査する可能性が低い場合として、市場シェアに基づく閾値を設けている。
 - シンガポールにおいては、Grab が Uber の東南アジア事業を買収した企業結合案件を競争法違反と認定した。当局の調査結果としては、Grab/Uber の件によって、Grab は最大の競争者を除去し、運賃が上昇したことに加えて、潜在的な競争者の参入が妨害されており、Grab と有効に競争するための規模を得ることができないと結論付けた。
 - Grab/Uber の件においては、企業結合前の価格アルゴリズムを維持することといった行動的問題解消措置を課すとともに制裁金を課した。
- (3) 「日本の企業結合審査の最近の動向」(深町 正徳 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長)
- 日本においては、海外の競争当局と協力しつつ企業結合審査を行った例が多く存在する。ブロードコムとブロードの経営統合の件においては、米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を実施した。
 - 経済分析を実施し公表している事例も近年多数存在している。経済分析を実施した旨を公表していない場合であっても、経済分析を実施している場合があるなど、経済分析の活用は進展してきている。第四銀行と北越銀行の経営統合の件においては、当事会社と政府系金融機関との競合の程度について金利等のデータを用いて経済分析を実施した。

5 シンポジウム第2部の概要

本シンポジウム第2部における各報告者及びコメンテーターの発言内容は、大要以下のとおり。

- (1) 「米国反トラスト法下におけるジョイントベンチャーについての分析」(William R. Vigdor Vinson & Elkins LLP 弁護士)
- ジョイントベンチャーの形態や HSR 法上の届出義務の有無を問わず、ジョイントベンチャーの設立・運営は、シャーマン法第1条といった米国反トラスト法の審査対象になる。
 - ジョイントベンチャーに対する反トラスト法上の分析は、価格カルテルや入札談合、市場分割といった、常に競争を阻害する類型の合意に該当す

るのでなければ、競争に与える全体的な効果を合理の原則に従って分析することになる。

(2) 「欧州企業結合規制下におけるジョイントベンチャー」(Kyriakos Fountoukakos Herbert Smith Freehills LLP 弁護士)

- 欧州においては、あるジョイントベンチャーが企業結合規制の対象となるか否か判断するに当たり、当該ジョイントベンチャーの完全機能性(full-functionality)を考慮することになるが、新規にジョイントベンチャーを創設する場合以外に、あるジョイントベンチャーが企業結合規制の対象になるか否かの判断に当たって完全機能性が必要かどうかの取扱いは、Austria Asphalt 事件判決が出るまでは不明確であった。
- 実務的には、契約内容等を通じてジョイントベンチャーの完全機能性を確認し、Austria Asphalt 事件判決や欧州委の見解等を考慮した上で、企業結合規制の射程内か否かを判断することになる。完全機能性がないジョイントベンチャーであっても、欧州の域外の競争当局やドイツといった EU 加盟国レベルの競争当局に対して届出が必要となるケースがあるので留意が必要である。

(3) 「日本の実務家の観点からのコメント」(大軒 敬子 ホワイト&ケース法律事務所／ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士)

- 日本では、ある事業提携が企業結合規制の対象となるか否かについては、当該事業提携の法的性質が、株式取得や合併といった企業結合規制の対象となり得るものか否かという点をまず確認することになる。
- 日本の公取委だけでなく海外当局に対しても企業結合規制に基づく届出が必要となる場合、クリアランスを得たい時期を念頭に置いた上で、各国当局への届出のタイミングを調整することが好ましい。

以上